令和8年度 伊賀市 保育所(園)・幼稚園・認定こども園利用案内



新規申込み 受付期間と受付場所

〇令和8年4月1日から保育を受けたい方

受付期間 令和7年10月6日(月)から令和7年10月31日(金)まで

受付場所 利用第1希望の保育施設へお申込みください(施設経由で保育幼稚園課)

〇令和8年度の途中に育児休業が終了するため保育を受けたい方

受付期間 令和7年10月6日(月)から令和7年10月31日(金)まで

受付場所 利用第1希望の保育施設へお申込みください(施設経由で保育幼稚園課)

〇令和8年度の途中から保育を受けたい方(育休明け以外)

受付期間 令和8年3月1日(日)から令和8年11月30日(月)まで

受付場所 伊賀市役所 保育幼稚園課(直接)※オンライン申請可

上記に限らず、申請(待機登録)は随時受付しています

伊賀市役所 保育幼稚園課 保育認定係

TEL 0595-22-9655 FAX 0595-22-9646 〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

もくじ

A				
◇お	田小	みの	ПП	

〈令和 8 年度のクラス年齢〉 ・・・1 〈対象施設〉 ・・・1

I 利用に関する手続きについて	2	Ⅳ特別保育(延長保育・一時保育)について	16 ~ 17
1手続きの流れ	2	Ⅴ幼稚園・認定こども園(1号)について	18
2教育・保育給付認定について	3	1 幼稚園・認定こども園(1号)の利用	18
(1)子ども・子育て支援法による教育・保	3 ~ 4	申込み〈新規入園時〉	
育給付認定の区分		2教育給付利用料等について	18
(2)教育・保育給付認定の手続き〈新規	5	(1)教育給付利用料	18
入所時〉		(2)副食費	18
(3)教育・保育給付認定の変更	5	*コラム①	19
3 保育所等の利用申込み	6	(3)預かり保育の実施と利用料	19
(1)保育所等の利用申込みができる方	6	3幼稚園・認定こども園(1号)一覧	20
(2)利用申込み時期・方法	6	VIその他の認可外保育施設について	21
4月入所	7	資料小学校通学区域別保育園一覧	21
①令和8年4月1日から保育を受け		一人ひとりの人権を大切に	22
たい方		*コラム②	22
育休明け予約入所	8~9	Ⅷ保育所等に関するご案内	23
②令和8年度の途中に育児休業が終		1子育てのための施設等利用料無償	23
了するため保育を受けたい方		化給付	
途中入所	10	2 伊賀市保育所等副食費無償化事業	23
③令和8年度の途中から保育を受け		補助金	
たい方(育休明け以外)		3 認可外保育施設利用料補助金(第3	23
Ⅱ利用調整について	11	子以降課税世帯)	
1利用調整基準について	11	4 育休退園廃止	24
2面接調査・実態調査について	12	5 使用済み紙おむつ持ち帰り廃止	24
3利用調整結果の送付について	12	6 広域入所	24
4保育所(園)入所保留通知について	12	7 病児保育	24
Ⅲ利用者負担額について	13	8 ファミリー・サポート・センター	24
1 保育所(園)・認定こども園3号認定	13	9 伊賀市公立保育所(園)・幼稚園公	24
の保育料		式 Instagram の紹介	
(1)利用者負担額(保育料)の算定(3歳	13	メモ	25
児未満クラス・3 号認定)		保育所(園)・認定こども園一覧	26
(2)国の特例制度や伊賀市の子育て支	14 ~ 15		
援による利用者負担額(保育料)の			
減額			
(3)利用者負担額等の切替え	15		
2副食費(3歳以上児のみ)	15		

◇ お申込みの前に

<令和8年度のクラス年齢>

クラス	生年月日			
O歳児クラス	令和 7年(2025年)4月2日 ~ ※			
1歳児クラス	令和 6年(2024年)4月2日 ~ 令和 7年(2025年)4月1日			
2歳児クラス	令和 5年(2023年)4月2日 ~ 令和 6年(2024年)4月1日			
3歳児クラス	令和 4年(2022年)4月2日 ~ 令和 5年(2023年)4月1日			
4歳児クラス	令和 3年(2021年)4月2日 ~ 令和 4年(2022年)4月1日			
5歳児クラス	令和 2年(2020年)4月2日 ~ 令和 3年(2021年)4月1日			

※O歳児の入所受入については、生後 57 日以降の翌月初日から利用可能となります。 (認定こども園青山よさみ幼稚園は生後 6ヵ月以上から利用可能。)

<対象施設>

次の表は、小学校就学前のお子さんを対象とした主な教育・保育施設の一覧です。 このうち、<u>保育所(園)及び認定こども園(以下、「保育所等」といいます。</u>)が、この利用案内で主に申 込み案内の対象としている施設です。

施設	内容	対象年齢	施設数
幼稚園※1	幼児期の教育を行う施設	3~5歳	公立:1 私立:1
保育所(園)	就労や疾病などを理由に家庭で保育が できない保護者に代わって保育を行う施 設	0~5歳	公立:13 私立:12
認定こども園 ※2	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持 ち、教育と保育を一体的に行う施設	0~5歳	私立:2

- ※1 幼稚園(1号認定)の利用申込みは、園へ直接お申込みいただく必要があります。
- ※2 私立認定こども園の1号認定の利用申込みは、園へ直接お申込みいただく必要があります。

I 利用に関する手続きについて

1 手続きの流れ

一斉入所 入所 10 10 月 月 1 1 日 日 8年3月 10 月6日~ 1日~11月 10 月31日 30 審査後 5 日以内 12 月中旬 育休明け予約入所・・入所月の1カ月前4月入所・・2 月中旬 入所月の1カ月前

① 利用案内・申請書類を取得

窓口又は市 HP から必要書類を取得します。

② ②教育・保育給付認定の申請 ◎施設の利用申込

必要な書類を用意し、市に教育・保育給付認定の申請と、施設の利用申込みをします。

P.2~10

③ 利用調整結果の受取り

市が利用調整した結果を郵送します。(内定又は保留)

P.12

④ 支給認定証等の受取り

市が次の書類を郵送します。

「支給認定証」

「入所承諾通知書」

「保育料決定通知」「副食費決定通 知書」

※入所月の1カ月前に発送予定

その他、保育所(園)からの利用説明会の開催案内等

P.12

利用開始

ポイント! 2つの申請内容を 1様式で同時に行う

◇利用調整

市が、保護者からの申請内容を市の基準に照らして優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行います。

P.11~12

◇利用者負担額等の決定

市が、保護者の課税情報や世帯の状況をもとに利用者負担額(保育料)の算定と副食費の免除等の判定をします。

P.13~15

2 教育・保育給付認定について

(1)子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定の区分

保育所(園)・認定こども園・幼稚園の利用を希望する場合は、住民登録のある市町村で「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

認定は、児童の年齢や保育の必要性の有無によって区分けしています。

このうち保育所等を利用できるのは、2号認定もしくは3号認定を受けた児童です。

また、施設の利用にあたっては別途、利用の申込みを行い、利用の承諾を受ける必要があります。

<教育·保育給付認定区分>

認定区分	対象年齢	保育の 必要性	教育•保育時間※	利用できる主な施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園(保育所部分)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園(保育所部分)

※保育時間について

保育認定区分のほか、保育必要量を認定します。

「保育標準時間利用」 :フルタイム(約 120 時間以上/月)就労を想定した利用時間

最長 開所から 18:00 まで利用可

「保育短時間利用」 :パートタイム就労を想定した利用時間

8:30 から 16:30 まで利用可

就労時間・就学時間・介護看護等の時間が約 120 時間未満/月

の場合や求職活動・育児休業の場合が該当します。

また、保育必要量を超える利用は「延長保育」となり別途延長保育料が必要です。 なお、延長保育を利用する場合は、事前申込みが必要です。(P.16 参照)

保育認定(2·3 号)を受けることができるのは、両親(又は児童の面倒を見ている保護者)のいずれもが次ページの「保育の必要性の事由」のいずれかに該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められる場合に限られています。

保育	育の必要性の事由	添付書類	保育の必要量 教育・保育給付認定期間
就労	児童の保護者が家庭の内外 で家庭を離れて仕事をするこ とを常態とし、児童の保育がで きない場合	就労証明書 確定申告書の写し等(自営業・個人農 業者の場合) 農業タイムスケジュールの申告書	就労時間による 月 48 時間以上の就労 が継続する期間
妊娠・ 出産	児童の保護者が出産の前後 のため、児童の保育ができな い場合	出産予定児童の母子健康手帳の写し (保護者の名前が記載されたページと 出産予定日がわかるページ)	原則 標準時間 出産予定月と前後2か月
疾病・障がい	児童の保護者が病気・負傷・ 心身に障がいがあることで、児 童の保育ができない場合	市指定様式の診断書または身体障害者手帳等の写し	原則 標準時間 診断書等に基づき市が 必要と認める期間
介護・ 看護・ 付添等	児童の家庭に介護が必要な方 や長期にわたる病人、心身に 障がいのある方がおり、常時、 児童の保護者が介護・看護・ 通院・通学付添いにあたって いるため、児童の保育ができ ない場合	診断書または身体障害者手帳等の写し 介護等タイムスケジュール申告書 (介護・看護・通院・通学を付添する方 の1週間のタイムスケジュール)	介護・看護時間による 診断書等に基づき市が 必要と認める期間
災害復旧	火災、風水害、地震等の災害 により、家屋を損失・破損した ため、その復旧の間、児童の 保育ができない場合	要問合せ	原則 標準時間 要問合せ
求職活動	児童の保護者が求職活動(起 業準備を含む)を行っており児 童の保育ができない場合	求職活動申告書・誓約書	短時間 認定開始月から3か月間
就学	児童の保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、児童の保育ができない場合	学校等が発行する在学証明書等の 在学期間・時間が分かる資料	就学時間による 卒業または修了予定日が 属する月の末日まで
虐待等	児童虐待および配偶者からの 暴力等により保育が必要であ ると認められた場合	要問合せ	要問合せ
その他	上記に類する状態として認め られる場合	要問合せ	要問合せ

- ※満3歳未満(3 号認定)の場合、有効期間の最長は「子どもが満3歳に到達する前日(=誕生日の前々日)まで」となります。3歳の誕生月の初日において、保育の必要性について特に変わりないことが確認されたときは、満3歳以上保育認定(2 号認定)に変更します。
- ※保育の必要性の事由に該当しなくなったと認められる場合は、有効期間内であっても認定を取消すことがあります。

(2)教育・保育給付認定の手続き〈新規入所時〉

① 教育・保育給付認定申請書の提出

伊賀市役所保育幼稚園課へ『伊賀市保育所(園)・幼稚園・認定こども園利用申込兼教育・保育給付認定申請書』等認定に必要な書類(P.4 参照)を提出してください。

10月の一斉入所申込時は、利用第1希望の保育施設へお申込みください。

(施設経由で市担当課へ提出されます)

② 教育・保育給付認定の審査

提出いただいた書類をもとに保育の必要性の事由についての審査をします。 同時に保育所等の利用調整(P.11~参照)を行い、結果を送付します。

③ 保育の必要量の決定

提出いただいた書類をもとに保育の必要量を決定します。

④ 支給認定証の交付

入所の 1 ヵ月前に教育・保育の「支給認定証」を送付します。卒園まで必要な書類ですので大切に保管してください。

(3)教育・保育給付認定の変更

保護者の保育の必要性の事由が変わる、または支給認定証の記載内容変更が生じた場合は、すみやかに教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。

3保育所等の利用申込み

(1)保育所等の利用申込みができる方

次の①②を満たす場合に保育所等の利用申込みをすることができます。

- ① 児童(※)と保護者が伊賀市に住んでいて、住民登録がある方 もしくは、保育所等の利用を開始するまでに伊賀市内へ転入することが確約できる方
- 保護者のいずれもが就労や疾病等により家庭における保育ができない方 (=保育の必要性の事由(P.4 参照)のいずれかに該当する)

※申込みの時点で未出生の場合

伊賀市では、現在妊娠中で申込みの時点で未出生の場合も利用申込みすることができます。 【例】令和8年3月に出産予定、10月から新しい職場で働きたいから保育所を利用したい・・

→途中入所で申請してください (受付は令和8年3月~※出産後で間に合います)

【例】令和8年1月に出産予定、育児休業を取得して令和9年1月から元の職場に復帰するので保育所を利用したい・・・

→ 育休明け予約入所で申請してください(受付は令和7年10月6日~31日まで)

(2)利用申込み時期・方法

保育所等の利用申込みは、必要な書類を受付窓口へ提出することにより行います。 利用申込み時期や申請内容は、次の①②③の場合で異なります。 どの場合にあたるのか確認のうえ、申込みをしてください。

① 4月新規入所令和8年4月1日から保育を受けたい方一斉申込期間(10月)対象(P.7①)

② **育休明け予約入所** 令和 8 年度の途中に育児休業が終了するため保育を受けたい方 一**斉申込期間(10 月)対象** (P.8②)

③ **途中入所** 令和8年度の途中から保育を受けたい方(育休明け以外) **一斉申込期間対象外** (P.10③)

【転園を希望する方】

令和7年度中に保育所(園)等に入所している児童で、<u>令和8年度に転園を希望する場合</u>、令和8年 4 月 1 日から転園を希望する場合は上記①に、令和8年度の途中から転園を希望する場合は上記③にあたります。

4月新規入所

①令和8年4月1日から保育を受けたい方

〇提出期間

令和7年10月6日(月)~10月31日(金)

〇提出場所

利用第1希望の保育施設

一斉申込期間(10月)対象

〇申込み書類等の配布場所と時期

令和7年10月1日(水)午前8:30~

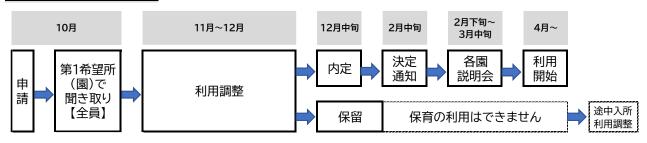
市内各保育施設、子育て支援センター、市役所保育幼稚園課、各支所で配布

※伊賀市ホームページからもダウンロード可能です 伊賀市 入所申込 ◎ 検索

〇提出いただく書類

- ◇ 伊賀市保育所(園)・幼稚園・認定こども園利用申込兼教育・保育給付認定申請書
- ◆ 利用調整調査票
- ◇ 保育を必要とする事由に関する証明書等
- ◇ マイナンバー(個人番号)申告書

〇申込みしたあとの流れ



- 保育幼稚園課にて別途面接による聞き取りを実施することがあります。
- 12月中旬に内定又は保留の お知らせを送付します。
- 送付前のお問い合わせには お答えできません。
- 保留となった場合、取下届が提出されるまでは待機登録となり、途中 入所の申請と同様に利用調整審査の対象となります。

〇申込みにあたっての注意点(必ず読んでください)

- ◆ 令和8年4月から入所を希望する方(現在妊娠中で、出産予定の児童の入所を希望する場合も含む。)は必ず申し込んでください。
- ◇ 一斉申込期間内に申込みのあった方を優先して利用調整をします。
- ◆ 申込み時点で伊賀市に住民登録がなくても申込むことができます。ただし、令和8年3月
 31日までに伊賀市に転入する必要があります。
- ◆ 新たに就職内定し、保育を必要とする事由が「就労」である場合で、4月16日以降に就労を開始する方は、原則4月15日からの入所となります。例外的に4月初日からの入所を選択することができる場合については、「育児休業期間終了時における新規入所決定日の取扱い」(P.8~9)を参考にしてください。

育休明け予約入所

②令和8年度の途中に育児休業が終了するため保育を受けたい方

〇提出期間

令和7年10月6日(月)~10月31日(金)

〇提出場所

利用第1希望の保育施設



〇申込み書類等の配布場所と時期

令和7年10月1日(水)午前8:30~

市内各保育施設、子育て支援センター、市役所保育幼稚園課、各支所で配布

※伊賀市ホームページからもダウンロード可能です 伊賀市 入所申込 ◎ 検索

〇提出いただく書類

- ◇ 伊賀市保育所(園)・幼稚園・認定こども園利用申込兼教育・保育給付認定申請書
- ◇ 利用調整調査票
- ◇ 保育を必要とする事由に関する証明書等
- ◆ 育児休業取得状況に関する証明書(就労証明書9・10・11 欄に記載されたもの)
- ◇ マイナンバー(個人番号)申告書

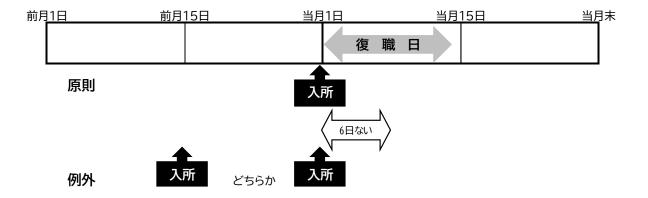
○育児休業期間終了時における新規入所決定日の取扱い【重要】

利用開始日は、復職日によって復職する月の初日入所と 15 日入所のいずれかとなります。

ア. 復職する月の <u>1 日から 15 日に復職する保護者</u>については、<mark>原則</mark>復職する日の<u>当月初日</u>からの入所決定となります。

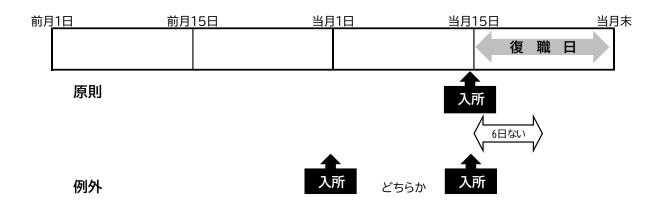
復職する日の当月初日からの入所では<u>ならし保育に必要な日数(復職日を入れて休日を含まない6日)が確保できない場合、例外的に前月15日</u>からの入所決定を選択することができます。

※ただし、4月については3月15日からの入所を選択できません。

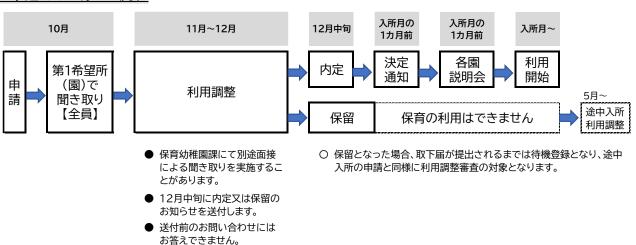


イ. 復職する月の 16 日から月末に復職する保護者については、原則復職する日の<u>当月 15 日</u>からの入所決定となります。

復職する日の当月 15 日からの入所では<u>ならし保育に必要な日数(復職日を入れて休日を含まない6日)が確保できない場合</u>、例外的に<u>当月初日</u>からの入所決定を選択することができます。



〇申込みしたあとの流れ



〇申込みにあたっての注意点(必ず読んでください)

- ◆ 令和8年4月から令和9年3月までの間に入所を希望する方(現在妊娠中で、出産予定の児童の入所を希望する場合も含む。)は必ず申し込んでください。
- ◇ 一斉申込期間内に申込みのあった方を優先して利用調整をします。

途中入所

③令和8年度の途中から保育を受けたい方(育休明け以外)

〇提出期間

令和8年3月1日(日)~11月30日(月) <u>※一斉申込期間対象外です</u> 途中入所希望月により下記の予定で受付いたします。詳細の受付期間は伊賀市ホームペー ジをご確認ください。伊賀市 途中入所 **②** 検索

途中入所希望月	受付期限	審査
5•6 月	3月1日~3月25日	4 月初旬
7•8•9 月	~5 月 25 日	6 月初旬
10-11-12 月	~8 月 25 日	9 月初旬
1-2-3 月	~11月30日	12 月初旬

〇提出場所

市役所 保育幼稚園課

〇申込み書類等の配布場所と時期

令和7年10月1日(水)午前8:30~

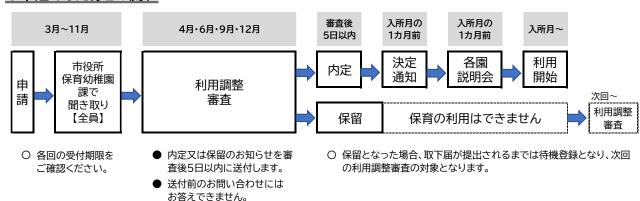
市内各保育施設、子育て支援センター、市役所保育幼稚園課、各支所で配布

※伊賀市ホームページからもダウンロード可能です 伊賀市 入所申込 <a>◎ 検索 検索 <a>※オンライン申請することができます。

〇提出いただく書類

- ◆ 伊賀市保育所(園)・幼稚園・認定こども園利用申込兼教育・保育給付認定申請書
- ◇ 利用調整調查票
- ◇ 保育を必要とする事由に関する証明書等
- ◇ マイナンバー(個人番号)申告書

〇申込みしたあとの流れ



〇申込みにあたっての注意点

- ◆ 申込み時点で伊賀市に住民登録がなくても申込むことができます。ただし、入所希望日の前日までに伊賀市に転入する必要があります。
- → 新たに就職内定し、保育を必要とする事由が「就労」である場合は、就労を開始する日によって初日入所と15日入所のいずれかとなります。「育児休業期間終了時における新規入所決定日の取扱い」(P.8~9)を参考にしてください。

Ⅱ 利用調整について

利用申込みの内容を、「伊賀市子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定並びに教育・保育施設等の利用調整及び選考に関する規則」に規定する基準に照らし、利用者ごとに保育の必要度の高さ(優先度)を判定します。保育所(園)(※認定こども園 2・3 号を含む)の空き状況をふまえ、優先度が高い利用者から順次利用保育施設を調整します。また、公平を図るため面接調査や実態調査を行う場合があります。

大切なお子さんを安心して預けることのできる保育所(園)を目指して、保育士の配置基準の見直しが進められています。利用調整については、下記の事項をご了承ください。

- 令 希望者が多いことにより、希望する施設に入所できない場合があります。
- 令 希望者が多いことにより、どの保育所(園)にも入所できない場合があります。
- ⇒ きょうだいが別々の保育所(園)になることがあります。

例えば、第1希望の保育所(園)だけを限定し記載している場合等は、その保育所(園)に ついて利用調整できなかったとき、結果としてどの保育所(園)にも入所できないことにな りますのでご注意ください。

1利用調整基準について

「伊賀市子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定並びに教育・保育施設等の利用調整及び選考に関する規則」では、次のとおり保育の必要度について指数づけを行います。詳細は規則別表を別途配布しますので、ご確認ください。

- ① 保護者のそれぞれの教育・保育給付認定の事由に基づく判定点の合計点
- ② 該当する優先事由による加点・減点
- ③ 1と②を合算し、指数を判定
- ④ ③の指数が同点となる場合は、次の順に優先
 - 1 特別の支援を要する家庭やひとり親世帯
 - 2 小学校区内である保育所(園)の利用を希望する場合
 - 3 きょうだいが既に利用している保育所(園)を希望する場合
 - 4 ①の点が高い世帯
 - 5 利用希望順位やその他の世帯の状況等

	教育•保育給付認	優先事由による加点・減点②		
項目	定の事由に基づく	項目	項目	
	判定点	1~11	12~17	指数(①+②)
保護者1		_		1日致(①「②)
保護者2		_		
保護者世帯	_		_	
計	1	2		3

※利用申込みの内容(申請書や添付書類)に虚偽を記載、また申込みの後に事由変更等があった旨を申し出しなかったときは、教育・保育給付認定を取り消します。

保育所(園)の利用ができなくなりますのでご注意ください。

2面接調査・実態調査について

(1)面接調査

保育を必要とする事由や家庭状況等の確認のため、申込み書類等の提出時に、各提出場所で申込み 内容についての聞き取りをします。

また、申込み内容について特に申し出たい事項等がある場合は、市役所保育幼稚園課にて別途面接による聞き取りを行います。

(2)実態調査

申込み内容について、教育・保育給付認定や利用調整等に必要な範囲で、世帯情報の閲覧や就労先 に電話などで就労状況を確認する場合があります。

3 利用調整結果の送付について

利用調整結果は、市役所保育幼稚園課からの文書「保育所入所内定のお知らせ」又は「保育所入所保留のお知らせ」にて通知します。

「保育所入所保留のお知らせ」は、初回利用調整時にのみ送付します。ただし、希望する保育所(園)を 追加する等の申込み内容に変更があった場合は、変更後の内容についての利用調整結果を送付しま す。

令和7年度利用調整結果の通知送付予定日は次のとおりです。

申込み内容	通知文書送付予定時期
4月新規入所(一斉申込)	令和 7 年 12 月中旬
育休明け予約入所(一斉申込)	令和7年12月中旬
途中入所	審査後 5 日以内

なお、入所内定者には、後日「支給認定証」、「入所承諾通知書」、「保育料決定通知」等を郵送します。4 月入所の場合は 2 月中旬、5 月以降の入所の場合は入所月の 1 ヵ月前が発送予定時期となります。

4 保育所(園)入所保留通知ついて

保育所(園)入所保留通知書とは、ご提出された伊賀市保育所(園)・幼稚園・認定こども園利用申込兼教育・保育給付認定申請書により利用調整の結果、希望施設の入所が不可となった場合に、保留となったことを証明する書類です。そのため、保育所(園)入所保留通知書の交付については、事前に保育所等の入所手続きと保育所(園)入所保留通知書発行申請書の提出が必要です。

- ※入所が内定もしくは決定した後に辞退し、入所保留通知を請求されたときは、備考欄に「内定もしくは 決定した保育所(園)等を辞退されました」と記載します。
- ※保育幼稚園課では提出後の申込書の写し(コピー)は発行しません。必要な場合は提出前に各自でコピーをしてください。
- ※育児休業給付金の支給期間延長に関する手続等は勤務先の担当者又は事業所の所在地を管轄 する公共職業安定所(ハローワーク)に直接お問い合わせください。

Ⅲ 利用者負担額について

1保育所(園)・認定こども園 3 号認定の保育料

保護者の課税情報や世帯の状況をもとに保育料を算定します。

- ◆ 保育料は3歳未満児クラス(3号認定)の利用に発生します。
- ◆ 3歳以上児クラスの利用は「幼児教育・保育の無償化」により保育料は無料です。

(1)利用者負担額(保育料)の算定(3歳児未満クラス・3 号認定)

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則にもとづき保育料を算定します。

(規則別表第1より)

各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児利用者負担額(月額) (円)	
階層	定	義	保育の	必要量
	(金額は市民税課税世帯で	が利用者負担額算定に係	 標準時間	
	る主宰者全員の市民科	所得割額の合計額)	7水十平71円	VX n.i [H]
1	生活保証	隻世帯	0	0
2	市民税非課税世帯(母]子·父子家庭等※)	0	0
3	市民税非課税世	帯(2階層以外)	0	0
4	23,500 F	円未満	6,700	5,300
5	23,500 円以上	48,600 円未満	9,700	8,300
6	48,600 円以上	57,700 円未満	11,400	10,000
7	57,700 円以上	72,000 円未満	16,400	14,400
8	72,000 円以上	97,000 円未満	20,300	18,300
9	97,000 円以上	113,000 円未満	24,300	22,300
10	113,000 円以上	134,000 円未満	29,300	26,300
11	134,000 円以上	148,000 円未満	33,700	30,700
12	148,000 円以上	169,000 円未満	38,100	35,100
13	169,000 円以上	193,000 円未満	41,400	38,400
14	193,000 円以上	237,000 円未満	45,900	42,900
15	237,000 円以上	301,000 円未満	47,900	44,900
16	301,000	円以上	49,400	46,400

- ◇ ※「母子・父子家庭等」とは、ひとり親世帯や、児童と同居する障がい者(本人・父母・兄弟姉妹)がいる世帯をいいます。

(2)国の特例制度や伊賀市の子育て支援による利用者負担額(保育料)の減額

下記①~⑥の場合、保育料が半額(100円未満の端数は切り捨て)又は無料となります。

- ① 同一世帯から2人以上の児童が特定教育・保育施設等(保育 ・・・半額 所・幼稚園・認定こども園)へ入所しており、上から2人目の児童
- ② 同一世帯から3人以上の児童が特定教育・保育施設等(保育・・・・無料所・幼稚園・認定こども園)へ入所しており、上から3人目以降の児童
- ③ 市民税課税世帯であって、利用者負担額算定に係る主宰者全 ・・・半額 員の市民税所得割額の合計額が57,700円未満の世帯で、生 計を一にする兄姉が1人いる(入所する児童が第2子になる)場 合
- ④ 母子・父子家庭等であって、利用者負担額算定に係る主宰者全 ・・・下の表のとおり 員の市民税所得割額の合計額が 77,101 円未満の世帯

各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児利用者負	担額(月額) (円)
階層	定	義	保育の	必要量
	(金額は市民税課税世帯	であって、利用者負担額	標準時間	短時間
	算定に係る主宰者全	員の市民税所得割額の	NW 1 23163	722×3163
	合計	·額)		
4	23,500	円未満	3,300	2,600
5	23,500 円以上	48,600 円未満	4,800	4,100
6	48,600 円以上	57,700 円未満	4,800	4,100
7	57,700 円以上	72,000 円未満	4,800	4,100
8	72,000 円以上	77,101 円未満	4,800	4,100

- ⑤ 母子・父子家庭等であって、利用者負担額算定に係る主宰者全 ・・・無料 員の市民税所得割額の合計額が77,101円未満の世帯で、生 計を一にする兄姉が1人いる(入所する児童が第2子になる)場 合
- ⑥ 生計を一にする兄姉が2人以上いる(入所する児童が第3子以 ···無料 降になる)場合

(1)と(2)の内容をまとめた算定早見表

クラス 年齢	世帯	所得割合算額	児童順位	利用者負担額
	生活保護世帯			無料
		非課税	_	無料
			第1子	(2)④階層表に定める額
		77,101 円未満	第2子	無料
	母子·父子家庭等		第3子以降	無料
			1人目(入所)	(1)階層表に定める額
0~2		77,101 円以上	2人目(入所)	半額
歳児			第3子以降	無料
クラス		非課税		無料
			1人目(入所)	(1)階層表に定める額
		57,700 円未満	第2子	半額
	その他世帯		第3子以降	無料
			1人目(入所)	(1)階層表に定める額
		57,700 円以上	2人目(入所)	半額
			第3子以降	無料
3~5				
歳児	_	_	_	無料
クラス				

※その他、伊賀市心身障がい児療育保育審査会で認定を受けた場合等は別途減額となりますのでお問い合わせください。

(3)利用者負担額等の切替え

利用者負担額(保育料)は毎年9月に最新の市民税額により見直します。 令和8年度における利用者負担額等の算定は、下記の年度における課税情報をもとにします。

令和8年4月から8月までの利用者負担額等・・・令和7年度の課税情報令和8年9月から令和8年3月までの利用者負担額等・・・令和8年度の課税情報

その他、保育料の変更が生じる場合は、原則変更の申請や税額の更正があった翌月からとなります。

2副食費(3歳以上児のみ)

令和6年4月より伊賀市独自で実施している給食費(副食費)無償化に伴い、市内外の保育所(園)、 幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等を利用する3歳児クラス以上の児童の副食費(上限月額 4.900円)が無償となっています。

そのため、子ども・子育て支援法施行規則第7条に定める副食費の徴収の免除に関する通知を行いません。

Ⅳ 特別保育(延長保育・一時保育等)について

特別保育の実施園について 26 ページの一覧表でご確認ください

事業名	事業概要						
	通常の保育時間を超えて保育をします。 保護者の勤務時間などで必要な際にご利用ください。保育所(園)での申込み手続きが必要です。 月~金曜日 18時~19時						
	児童の年齢 (4月1日時点	「ケ月めたりの利用料					
延長保育	の満年齢)	2 日以内	3 日~5 日	6日~10日	11 日以上		
	3歳以上児	1,000円	2,500 円	5,000円	8,000円		
	3歳未満児	1,400 円	3,500 円	7,000 円	10,000円		
	※保育料階層が「2」	以下の場合に	は半額(100円:	未満切り捨て)に	こなります。		
延長保育 (保育短時間利用者)	保育短時間利用者 保育が必要な際にご 開所時間~8 時 30 分 16 時 30 分~18 時ま	利用ください 分まで 1 E	。保育所(園) ⁻] 200 円				
土曜保育	土曜日に保育が必要な場合は在籍する保育所(園)で利用することができます。 保育所(園)での申込み手続きが必要です。 公立保育所(園)・・・半日保育(7時30分~18時)しろなみ保育所・あやま保育所・さくら保育園 私立保育所(園)・・・1日保育(7時30分~18時)三田保育園、花之木保育園は自園実施なし(注1)) 注 1:三田保育園は府中保育園、花之木保育園は長田保育園で土曜共同保育を実施します。 私立認定こども園でも実施しています。(詳しくは P.20 各園のホームページ) ※土曜日の利用については、必要最小限の利用と家庭保育にご協力いただくようお願いいたします。						
休日保育 (日曜·祝日保育)	【時間】8 時 30 分~17 時 30 分 【利用定員】概ね 10 人(3歳未満児概ね 5 人、3歳以上児概ね 5 人) ※先着順						
<u>曙保育園のみ</u> で実施 ※曙保育園への入所の有無	児童の4 (4月1日) 満年齢	時点の	日額	利用料(おやつ代	含む)		
に関係なくご利用いただけ ます。	3歳以」	上児		2,000 円			
	3歳未済	 場児		2,600 円			
※詳しくは曙保育園へお問 合せ	※上記利用料の他に登録料と団体保険料(実費徴収)が必要です。 ※市内の保育所(園)に在籍している児童が利用する場合は、在籍する保育所(園) で前後1週間の中で平日に1日休むことで休日保育利用料が免除となります。 なお、それ以外の児童が利用する場合は、料金が発生します。 詳しくは曙保育園へお問い合わせください。						

事業名		事業概要						
	保護者の就労形態や病	長病による緊急時に在宅の児童を	一時的に保育します。					
	また、保護者の都合に。	よる場合でも利用できます。						
	保育所(園)での申込み	保育所(園)での申込み手続きが必要です。						
		保育形態						
		保護者などの労働・職業訓練・						
	非定型的保育	就学などにより断続的に家庭保	週3日・月15日まで					
		育が困難となる場合 保護者などの疾病・事故・出産・						
		看護・介護・冠婚葬祭などにより						
	緊急保育	緊急・一時的に家庭保育が困難	月 15 日まで					
		となる場合						
		保護者の育児に伴う心理的・肉 私的理由による保育 体的負担を解消するために保育						
	私的理由による保育							
		が必要となる場合						
一時預かり事業	利用時間 月~金曜	が必要となる場合 Pに住所を有する児童(生後 57 日 曜日 8 時 30 分~17 時 日も実施。時間は 17 時 30 分まで。						
一時預かり事業	利用時間 月〜金曜 ※曙保育園のみ土曜日	内に住所を有する児童(生後 57 日 曜日 8時 30 分~17 時 日も実施。時間は 17 時 30 分まで。						
一時預かり事業	利用時間 月~金曜	Rに住所を有する児童(生後 57 日 曜日 8時30分~17時 日も実施。時間は17時30分まで。 日額利用料						
一時預かり事業	利用時間 月〜金曜 ※曙保育園のみ土曜日 児童の年齢	Rに住所を有する児童(生後 57 日 曜日 8時 30分~17時 日も実施。時間は 17時 30分まで。 日額利用料	曙保育園日額利用料					
一時預かり事業	利用時間 月〜金曜 ※曙保育園のみ土曜日 児童の年齢 (4月1日時点の満年	RIC住所を有する児童(生後 57 日曜日 8時 30分~17時 日も実施。時間は 17時 30分まで。 日額利用料 (給食費含む)	- 曙保育園日額利用料 (給食費含む)					
一時預かり事業	利用時間 月~金曜 ※曙保育園のみ土曜日 児童の年齢 (4月1日時点の満年 3歳以上児 3歳未満児	RIC住所を有する児童(生後 57 日曜日 8時 30分~17時 日も実施。時間は 17時 30分まで。 日額利用料 (給食費含む) 1,500円	曙保育園日額利用料 (給食費含む) 1,600円 2,200円					
一時預かり事業	利用時間 月~金曜 ※曙保育園のみ土曜日 児童の年齢 (4月1日時点の満年 3歳以上児 3歳未満児 ※別途登録料・保隆	RIC住所を有する児童(生後 57 日曜日 8 時 30 分~17 時 日も実施。時間は 17 時 30 分まで。 日額利用料 (給食費含む) 1,500 円 2,000 円	曙保育園日額利用料 (給食費含む) 1,600円 2,200円 園)により異なります。)					

Ⅴ幼稚園・認定こども園(1号)について

1 幼稚園・認定こども園(1号)の利用申込み〈新規入園時〉

幼稚園・認定こども園(1 号 幼稚園部分)へ入園できる幼児は、伊賀市内に住所があり(※1)、3歳~5歳(令和2年4月2日~令和5年4月1日生まれ)の幼児(※2)です。

- ※1 申込み時点で伊賀市に住民登録がなくても申込むことができます。ただし、入園希望日の前日までに伊賀市に転入する必要があります。
- ※2 白鳳幼稚園では満3歳児の入園制度があります。

保育所(園)とは異なり、保育の必要性の事由を問わず利用できます。

① 幼稚園・認定こども園(1号 幼稚園部分)への入園申込みは、各施設へ必要書類(入園願書)を 提出してください。入園願書は各施設で配布します。

【受付】※いずれも土・日曜日、祝日を除く

〈公立〉桃青の丘幼稚園 令和7年9月8日(月)~10月31日(金)

午前8時30分~午後6時

〈私立〉白鳳幼稚園 令和7年9月18日(木)~10月3日(金) ※先着順

午前8時30分~午後5時

〈私立〉認定こども園青山よさみ幼稚園 (1号) 令和7年9月8日(月)~ ※先着順

午前9時~午後5時30分

〈私立〉大山田こども園(1号) 令和7年9月8日(月)~9月26日(金)

午前 8 時 30 分~午後 5 時 30 分

- ② 入園内定者は各施設の経由で「伊賀市保育所(園)・幼稚園・認定こども園利用申込兼教育・保育 給付認定申請書」と「マイナンバー(個人番号)申告書」を伊賀市に提出してください。
- ③ 入園1カ月前に教育・保育の「支給認定証」を送付します。卒園まで必要な書類ですので大切に保 管してください。
- ※ 支給認定証の記載内容(住所・保護者名等)に変更が生じた場合は、すみやかに教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。

2教育給付利用料等について

(1)教育給付利用料

幼稚園・認定こども園(1 号 幼稚園部分)の利用料は「幼児教育・保育の無償化」により無料です。

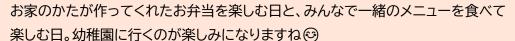
(2)副食費

伊賀市内に住所を有し、市内外の保育所(園)・幼稚園・認定こども園、認可外保育施設等を利用する 3歳児以上の児童の副食費(施設が提供するおかずとおやつ等 上限月額 4,900円)は無償です。

コラム(1) 幼稚園は毎日のお弁当が大変?!

「幼稚園も良いと思うんだけど、毎朝、子どものお弁当を作るのがちょっと大変かも・・」 そんなご心配をしている保護者もいらっしゃるのではないでしょうか。

「幼稚園=お弁当」というイメージがありますが、伊賀市内の2つの幼稚園では現在、「お弁当と給食の混合」になっています。



詳しい内容は、各幼稚園のホームページで確認してください。



(3)預かり保育の実施と利用料

各幼稚園・認定こども園では、通常の教育時間の前後に「預かり保育」を実施しています。

〈公立〉桃青の丘幼稚園	通常 8:30~14:00 預かり保育 早朝 8:00~8:30 終了後 14:00~18:00
〈私立〉白鳳幼稚園	通常 8:30~14:00 預かり保育 早朝 8:00~8:30 終了後 14:15~18:00
〈私立〉認定こども園青山よさみ幼稚園(1号)	通常 8:30~14:30(降園 14:30~15:00) 預かり保育 早朝 7:30~8:30 終了後 15:00~18:30

- ◆ 長期休暇中にも預かり保育を実施しています。
- ◆ 利用料等の詳細は各施設のホームページを確認してください。
- ◆ 預かり保育は、利用者が保育所(園)の利用と同様の「保育の必要性の認定」を受けた場合、子育てのための施設等利用料無償化給付(P.23)の対象となります。

3幼稚園・認定こども園(1号)一覧







●幼稚園

施設名	所在地•電話番号	予定定員(人)	預かり 保育 (幼稚園型)	ホームページ
〈公立〉 桃青の丘幼稚 園	上野丸之内 177-1 (26-5770)	220	0	https://school.iga.ed.jp/tousei-k/
〈私立〉 白鳳幼稚園	上野伊予町 1067-1 (21-0091)	90	0	https://www.hakuhouyouchien.com/

●認定こども園(1号)

			預かり	
施設名	所在地•電話番号	予定定員(人)	保育	ホームページ
			(幼稚園型)	
〈私立〉	柏尾 1397-14	115	0	https://www.
認定こども園	(52-0433)	(1号 35人		https://yosami-ed.jp/aoyama/
青山よさみ幼稚		・2・3号 80人)		
遠				
〈私立〉	平田7	145	0	
大山田こども園	(46-0008)	(1号15人		名張育成会 HP のリンクから https://www.n-ikuseien.jp
		•2•3 号 130 人)		reception / www.iii incontrollings
				国際関連 305-300
				268200000000000000000000000000000000000

VI その他認可外保育施設について

令和7年9月現在、下記の認可外保育施設があります。

認可外保育施設については、この冊子に掲載している認定区分や保育料は適用しません。詳細は施設に直接お問い合わせください。

*	施設名	電話番号	所在地
Α	ポコ・ア・ポコ	39-1900	安場 1617-7
В	ハートランド保育園ことりの丘	41-1140	緑ヶ丘本町 1606
В	POWER Kid's IGA	41-0237	小田町 257-4
В	DMGMORI 伊賀保育園	45-7515	御代 201
В	どんぐり保育園	74-3535	ゆめが丘 6 丁目 1-1
С	三重ヤクルト販売株式会社 上野センター	24-8901	服部町 1-13
С	なみっこルーム	41-2690	上之庄 2711-1
С	さくらんぼハウス	42-8585	ゆめが丘 7-3
С	森のこども	54-1331	腰山 1135
С	伊賀市立上野総合市民病院託児所	24-1111	四十九町 831
С	サラヤチャイルドステーション・伊賀	39-0808	安場 1774-4

※表中、A は一般認可外保育施設、B は企業主導型保育事業実施施設、C は事業所内保育施設

- ◇ 認可外保育施設等の利用料については、利用者が保育所(園)の利用と同様の「保育の必要性の 認定」を受けた場合、子育てのための施設等利用料無償化給付(P.23)の対象となります。
- ◇ 認可外保育施設を利用している3歳未満児で、第3子以降の児童に関する利用料については、 認可外保育施設利用料補助金(第3子以降課税世帯)(P.23)の対象となります。

資料 小学校通学区域別保育所(園)等一覧

小学校名	通学区域内保育所(園)等	小学校名	通学区域内保育所(園)等
上野東小学校	睦保育園・みどり保育園 みどり第二保育園	成和東小学校	猪田保育所
上野西小学校	曙保育園 ひかり保育園	成和西小学校	花之木保育園
久米小学校	しろなみ保育所	柘植小学校	柘植保育園
上野北小学校	新居保育所•長田保育園	西柘植小学校	西柘植保育園
府中小学校	府中保育園	壬生野小学校	壬生野保育園 希望ヶ丘保育園
中瀬小学校	中瀬城東保育園	島ケ原小学校	島ケ原保育園
友生小学校	ゆめが丘保育園	阿山小学校	あやま保育所・ともだ保育所 たまたき保育所
上野南小学校	神戸保育所 いなこ保育園	大山田小学校	大山田こども園
三訪小学校	三田保育園	青山小学校	さくら保育園 青山よさみ幼稚園

一人ひとりの人権を大切に

伊賀市内すべての幼児教育施設では、人権保育を推進し、保育者・保護者が人権(権利や自由)を尊重する子育ちに連携して取り組むととともに、こどもたちが対等な人間関係を築き、互いを大切にし合う仲間づくりの実現をめざして、日々の実践を積み重ねています。一人ひとりの人権が大切にされ、こどもの「生きる力」を育み、人権尊重を基盤にした幼児教育・保育を進めています。

◇人権保育の基本理念

「ひとを認め、ひとを思い、ひとの痛みがわかる子」

◇めざすこども像

- (1)自分のことが好きで、自分を大切にするこども
- ②友だちを大切にし、互いの違いを認め合いながら、仲間とのつながりを広げていけるこども
- ③命を大切にし、尊重できるこども
- ④自分の思いや意見が言え、自分で判断できるこども
- ⑤見通しやイメージを持ち何事にも主体的・意欲的に取り組めるこども
- ⑥差別や人権侵害、不公正など「おかしいこと」を「おかしい」と捉えることができ、解決しようと行動できるこども

【伊賀市人権保育基本方針(2024年11月策定)より】

インクルーシブ教育・保育について

伊賀市では、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう インクルーシブ教育・保育を推進しています。

具体的には、保育施設等でクラスや集団の中で安心して生活ができるようにお子様の様子に あわせた支援をさせていただきます。

もし、日常生活や子育てをする中で不安やお困りがある際には、入所申込の際にお申し出ください。また、保育所等に入所している場合は、入所施設へ相談してください。 利用までの大まかな流れは次のとおりです。

- ① ご自宅での様子などを記載していただく調査票の提出、関係機関からの情報共有について の同意
- ② 児童の様子を確認・観察し、自宅などでの様子について聞き取り
- ③ 伊賀市インクルーシブ教育・保育審査会にて、入所希望施設での支援の必要性について審議

子どもが安心して保育所等での生活ができるよう考えていく取り組みです。 お気軽にご相談ください。



1子育てのための施設等利用料無償化給付

子育てのための施設等利用料無償化給付の対象・範囲などは次のとおりです。

	幼稚園・認定こども園 (1号認定) 預かり保育	認可外保育施設等 (一時預かり事業、病児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業を含む)
3~5歳児クラス	対象(要申請) (上限 11,300 円/月)	対象(要申請) (上限 37,000 円/月)
O~2歳児クラス (市民税非課税世帯)	_	対象(要申請) (上限 42,000 円/月)

- ※ 預かり保育、認可外保育施設等については、対象事業として市の確認を受けたものに限ります。
- ※ 要申請部分の、無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【申請に必要な書類】

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・3号)
- ② 保育を必要とする事由に応じた添付書類(P.4 参照)
- ③ マイナンバー(個人番号)申告書(在園する幼稚園等で、すでに市に提出している場合を除く。)
- ※「保育の必要性の認定」以降の利用について無償化の対象となります。
- ※「保育料」・「預かり保育利用料」共に、利用施設へ利用料をお支払い後、伊賀市へ請求 いただきます。請求方法等については別途ご案内いたします。
- ※通園送迎費、給食費、行事費などは無償化の対象外です。

2 伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金



伊賀市では、認可外保育施設等利用者についても、3歳児以上児の副食費(施設が提供するおかずとおやつ等)を補助(上限 4,900 円/月)します。

詳細は伊賀市ホームページをご確認ください。伊賀市 副食費 補助

ℚ 検索

3 認可外保育施設利用料補助金(第3子以降課税世帯)



伊賀市では、認可外保育施設等利用者についても、第3子以降の利用料を補助(上限 42,000 円/月)します。詳細は伊賀市ホームページをご確認ください。伊賀市 認可外 補助 🔍 検索

4 育休退園廃止(R6~)

安心して子育てができる環境を整備することや、育児休業中の保護者の負担軽減、途切れのない保育の実施により、保護者及び児童が安定した生活を過ごすことができるようにするため、誓約書に同意いただける場合には、3歳児未満クラスを含めた全年齢の児童について、保護者が育児休業を取得した場合であっても退園することなく入所を継続できます。

5 使用済み紙おむつ持ち帰り廃止(R6~)

子育て世帯の負担軽減のため、使用済紙おむつをお持ち帰りしていただくことなく、保育所等で処分する 取扱いになりました。

6 広域入所

「広域入所」とは、里帰り出産や保護者の勤務地の都合などにより、他の市町村の保育所へ入所できる制度です。下記のいずれの場合も、お住まいの市区町村から保育の必要性について認定を受ける必要があります。

【伊賀市在住の方が伊賀市外の保育施設等へ広域入所を希望する場合】

- → 希望する伊賀市外の市町村が広域入所を取り扱っていることが条件となります。 (保護者で確認してください。合わせて申込期限等を確認してください。)
- → 伊賀市在住の方については、伊賀市が教育・保育給付認定を行いますので、P. 3~5 にある申請をしてください。
- ◇ 伊賀市と、希望する伊賀市外の市町村の間で広域入所の手続を進めます。
- ◇ 結果(承諾・不承諾)を伊賀市からお知らせします。
- ☆ 広域入所は単年度契約となります。次年度も継続して利用したい場合は、再度申請が必要です。

7 病児保育

こどもが病気や病気の回復期に保育所等で集団生活が難しく、かつ保護者が仕事などで保育を行うことができない場合に、ゆめこどもクリニック伊賀病児保育室(小田町 258-2)でお預かりします。

【問い合わせ】伊賀市役所 こども政策課(22-9677)

8 ファミリー・サポート・センター(26-7830)

子育てのお手伝いができる会員が、おおむね3ヵ月からの小学校6年生までのこどもをお預かりします。 (会員登録制)お預かりするのは、「こどものケアと援助」や「リスクマネジメント」などの 24 時間の養成講座 を受講した会員です。

〈依頼の例〉・買い物や受診などの外出時の預かり・保育施設や習い事への送迎

・保護者の臨時的就労や求職活動時の預かり

【問い合わせ】伊賀市役所 子育て支援室(22-9665)

9 伊賀市公立保育所(園)・幼稚園公式 Instagram の紹介

Instagram では子どもたちの笑顔あふれる伊賀市公立保育所(園)・幼稚園の様子や情報をお届けしています。



@IGAHOYOU_OFFICIAL

メモ



保育所(園)・認定こども園一覧

●公立保育所(園)

開所 月~金曜日7時30分~18時







施設名	所在地	予定定員(人)	電話	延長	一時	休日
猪田保育所	猪田1470-1	60	21-4720	0		
神戸保育所	上神戸764-3	40	38-1303	0		
しろなみ保育所	久米町103-1	90	21-1866	0	0	
新居保育所	西高倉4642-1	100	21-2952	0	0	
柘植保育園	柘植町1888	80	45-2125	0		
西柘植保育園	新堂118-1	90	45-3178	0	0	
壬生野保育園	川東2652	70	45-3179	0		
希望ヶ丘保育園	希望ヶ丘西4-5-30	90	45-7111	0	0	
島ヶ原保育所	島ヶ原4736	60	59-3058	0	0	
あやま保育所	馬場1090-2	140	43-0120	0	0	
ともだ保育所	中友田1311-1	40	43-1077	0		
たまたき保育所	玉滝9530-1	40	42-1602	0		
さくら保育園	阿保1152	190	52-0136	0	0	

●私立保育園

開所

月~土曜日7時~18時 ※施設により一部異なります

※三田保育園・花之木保育園は土曜保育の自園実施なし

※友生保育園は令和8年4月にゆめが丘保育園と統合するため、募集は行いません。





施設名	所在地	予定定員(人)	電話	延長	一時	休日
曙保育園	上野徳居町3272-2	130	21-2222	0	0	0
睦保育園	上野桑町2173	70	21-2244	0		
三田保育園	三田1668	30	21-1965		0	
中瀬城東保育園	西明寺118	110	21-1937	0		
花之木保育園	大内792-1	40	23-1048		0	
長田保育園	長田2297	30	21-3855		0	
みどり保育園 ※療育型保育施設 かしのみ園 併設	上野車坂町655-4	140	23-0204	0		
ひかり保育園	小田町141-1	70	23-0139	0		
みどり第二保育園	緑ケ丘本町1681-2	110	23-5071	0	0	
府中保育園	東条74	120	23-8393	0	0	
ゆめが丘保育園	ゆめが丘5-14-1	150	22-9955	0		
いなこ保育園	市部11-1	50	36-9003	0		

●認定こども園

施設名	所在地	予定定員(人)	延長	一時
〈私立〉認定こども園青山よさみ幼稚園	柏尾1397-14	115		
※開所 月~土曜日詳細はP.20 ホームページ	(52-0433)	(1号35人•2•3号80人)		
〈私立〉大山田こども園	平田7	145	0)
※開所 月~土曜日詳細はP.20 ホームページ	(46-0008)	(1号15人·2·3号130人)	0	O